

銀行法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第 号）	
改 正 案	（附則 第六条関係）
附 則	附 則
<p>（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）</p> <p>第二十二條の二 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三條第六項中「第二條第十一項」を「第二條第十三項」に改める。</p>	<p>（新設）</p>
	現 行

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 財務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、政令で定める日までの間、銀行等保有株式取得機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務をつかさどる。</p>	<p>附則</p> <p>1 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。</p> <p>2 当分の間、第四条第十七号中「内国税」とあるのは、「内国税及び地方税法附則第九条の四から第九条の十六までに規定する地方消費税の譲渡割」と読み替えるものとする。</p> <p>3 当分の間、他の法令において「税関」、「税関長」、「国税局」又は「国税局長」とあるのは、別段の定めがある場合を除き、それぞれ沖縄地区税関、沖縄地区税関長、沖縄国税事務所又は沖縄国税事務所長を含むものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（所掌事務の特例）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 金融庁は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務及び前項各号に掲げる事務のほか、政令で定める日までの間、銀行等保有株式取得機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務をつかさどる。</p>	<p>附則</p> <p>（所掌事務の特例）</p> <p>第八条 金融庁は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <ul style="list-style-type: none">一 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）の規定に基づく事務二 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号）の規定に基づく事務 <p>（新設）</p>